



緑豊かな北大阪都市みのお

箕面市

箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等
再整備運営事業

入札説明書

平成25年3月

箕面市

— 目 次 —

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第 1 入札説明書の定義 | 1 |
| 第 2 事業概要 | 1 |
| 1 事業内容に関する事項 | 1 |
| (1) 事業名称 | 1 |
| (2) 事業の対象となる公共施設等の種類 | 1 |
| (3) 公共施設の管理者の名称 | 1 |
| (4) 事業の目的 | 2 |
| (5) 事業の概要 | 2 |
| (6) 事業方式 | 3 |
| (7) 事業期間 | 4 |
| (8) 事業実施スケジュール | 4 |
| (9) 事業期間終了時の措置 | 5 |
| (10) 遵守すべき法令等 | 5 |
| 2 事業収支に関する事項 | 6 |
| (1) SPC の収入 | 6 |
| (2) SPC の支出 | 6 |
| (3) 収支構造及び算出方法 | 7 |
| 第 3 事業者の募集及び選定に関する事項 | 11 |
| 1 入札に付する事項 | 11 |
| 2 スケジュール | 11 |
| 3 応募者の備えるべき参加資格要件 | 12 |
| (1) 応募者の構成等 | 12 |
| (2) 応募者の参加資格要件 | 12 |
| (3) 応募者の業務遂行能力に関する資格要件 | 14 |
| (4) 代表企業及び構成企業の変更 | 15 |
| (5) 入札事務の担当課 | 15 |
| (6) 落札者の決定基準 | 15 |
| (7) 低入札価格調査 | 15 |
| 4 入札の方法 | 16 |
| (1) 入札説明書等に関する事項 | 16 |
| (2) 入札受付番号の交付等 | 18 |
| (3) 入札 | 18 |
| 5 落札者の決定方法 | 23 |
| (1) 審査会 | 23 |
| (2) 落札の候補者の決定 | 24 |

| | |
|--|-----------|
| (3) 落札者の決定及び公表 | 24 |
| (4) 事業者を選定しない場合 | 25 |
| 第4 契約に関する基本的な考え方 | 26 |
| (1) 基本協定の締結 | 26 |
| (2) 契約内容の明確化 | 26 |
| (3) 特別目的会社の設立について | 26 |
| (4) 特定事業契約の締結 | 26 |
| (5) 契約保証金 | 26 |
| (6) 特定事業契約に係る契約書作成費用 | 26 |
| 第5 リスク分担等に関する事項 | 27 |
| 1 基本的考え方 | 27 |
| 2 予想されるリスクと責任分担 | 27 |
| 3 モニタリング | 27 |
| (1) 基本的な考え方 | 27 |
| (2) SPC に対する支払額の変更等 | 27 |
| (3) モニタリングの費用 | 27 |
| 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | 28 |
| 1 事業の継続に関する基本的な考え方 | 28 |
| 2 事業の継続が困難となった場合の措置 | 28 |
| (1) SPC の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合 | 28 |
| (2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 | 28 |
| (3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合 | 28 |
| 3 金融機関と市との協議 | 28 |
| 第7 特定事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 | 29 |
| 1 係争事由に係る基本的な考え方 | 29 |
| 2 管轄裁判所の指定 | 29 |
| 第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 .. | 30 |
| 第9 その他事業の実施に関し必要な事項 | 31 |
| 1 議会の議決 | 31 |
| 2 債務負担行為の設定 | 31 |
| 3 情報公開及び情報提供 | 31 |
| 4 SPC の地位の譲渡等 | 31 |
| 5 本事業に関する市の担当部署 | 31 |

第1 入札説明書の定義

箕面市（以下「市」という。）は、箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により財政資金の効果的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）に基づく事業として特定事業に選定した。

箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、本事業を実施する事業者を選定するため、平成 25 年 3 月 1 日に公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書で、次の書類と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）として、入札公告と同時に公表する。

- ・ 別添資料①「要求水準書」
- ・ 別添資料②「落札者決定基準」
- ・ 別添資料③「様式集」
- ・ 別添資料④「基本協定書（案）」
- ・ 別添資料⑤「特定事業契約書（案）」

なお、本事業に関する実施方針及び実施方針に関する質問・回答と、入札説明書等の記載事項に相違がある場合は、入札説明書等の記載事項を優先する。

また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問・回答、入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

- ① 名称：箕面駅前駐車場・駐輪場等複合施設
種類：駐車場、駐輪場及び地域活性化施設
- ② 名称：箕面駅前第二駐車場
種類：駐車場

(3) 公共施設の管理者の名称

箕面市長 倉田 哲郎

(4) 事業の目的

箕面駅前第一駐車場、箕面自転車駐車場（昭和 55 年開設）及び箕面駅前第二駐車場（昭和 63 年開設）は、箕面駅周辺における駐車・駐輪環境の改善を図り市民の利便性や地域の活性化に資することを目的として整備され、周辺の商業地への買物客や通勤・通学など多くの市民に利用されるとともに、行楽期には多くの観光客にも利用されている。

しかし、施設は、構造設備や機能の老朽化が進んでいるだけでなく、景観面においても課題であり、箕面駅前第一駐車場及び箕面自転車駐車場は建て替え、箕面駅前第二駐車場は大規模修繕が必要な時期にある。また、更なる地域の活性化に向けて回遊性を創出する必要がある。

本事業は、PFI 法に基づく事業として、箕面駅前第一駐車場と箕面自転車駐車場を一体的に建て替え、地域活性化施設も合わせて整備するとともに、箕面駅前第二駐車場の大規模修繕を行う。加えて、施設の維持管理及び運営を一体的に行うことで、民間資金、経営能力及び技術能力を活用して、更なる駐車・駐輪環境の向上・良好な景観の形成及び回遊性創出による地域の活性化を図るとともに、市の財政支出の削減を図り、効果的・効率的に事業を実施するものである。

(5) 事業の概要

選定された事業者が設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）が行う主な業務は、箕面駅前第一駐車場及び箕面自転車駐車場は、駐車・駐輪施設に地域活性化施設を加えた「（仮称）箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等複合施設」（連絡通路を含み、以下「複合施設」という。）への建て替えと、箕面駅前第二駐車場（以下「第二駐車場」という。）は大規模修繕、そしてこれらの施設の維持管理・運営とする。

また、提案事業として、施設の周辺地域の活性化に資するための関連社会資本の整備（ハード面）及び自主事業（ソフト面）の 2 つの事業計画を求める。

| 事業の範囲 | 複合施設 | | | 第二駐車場 |
|-----------------|------|-----|---------|-------|
| | 駐車場 | 駐輪場 | 地域活性化施設 | 駐車場 |
| 施設整備業務 | | | | |
| 設計業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 建設業務 | ○ | ○ | ○ | — |
| 工事監理業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 施設建設に伴う各種申請等の業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 既存施設の解体業務 | ○ | ○ | ○ | — |
| 備品等整備業務 | ○ | ○ | ○ | — |

| | | | | |
|-------------------------|---|---|---|---|
| 大規模修繕業務 | — | — | — | ○ |
| その他これらを実施する上で必要な関連業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 施設維持管理業務 | | | | |
| 建物保守管理業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 設備保守管理業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 清掃業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 植栽・外構維持管理業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 廃棄物処理業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| その他これらを実施する上で必要な関連業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 施設運營業務 | | | | |
| 駐車場施設運營業務 | ○ | — | — | ○ |
| 駐輪場施設運營業務 | — | ○ | — | — |
| 地域活性化施設運營業務 | — | — | ○ | — |
| 安全管理業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| その他これらを実施する上で必要な関連業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 提案事業 | | | | |
| 関連社会資本の整備（設計・工事・工事監理業務） | 有 | | | |
| 自主事業 | 有 | | | |

※ 地域活性化施設

飲食の提供や飲食物その他の物品の販売など、回遊性を創出し、地域の活性化に資するための施設とする。

※ 提案事業

地域の商業活動と相まった回遊性を効果的に生み出し、地域の魅力を高めるための積極的な事業として、2つの事業提案を求める。

一つめは、関連社会資本の整備として本事業で事業費を計上するハード面の事業であり、施設の周辺道路の美装化などが考えられる。

二つめは、自主事業として SPC の独立採算（独自財源、独自収入）で行うソフト面の事業であり、みのおサンプラザをはじめとする施設周辺の商業施設の活性化に資する事業（タウンマネジメント等）やレンタサイクルなどが考えられる。

(6) 事業方式

本事業は、法に基づき実施する。複合施設は、SPC が市と事業契約を締結し、施設の設計及び建設を行った後、市に所有権を移転し、SPC が事業期間中における施設の維持管理・運營業務を遂行する方式（BTO 方式）で実施する。

第二駐車場は、SPC が大規模修繕を行い、施設の維持管理・運營業務を行う方式（RO 方式）で実施する。

なお、施設（地域活性化施設の専有部分を除く）の維持管理運営は、地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度及び利用料金制度を導入し、SPCを指定管理者として指定する予定である。地域活性化施設の専有部分は、市からSPCに貸付け、SPCで維持管理運営を実施する。

(7) 事業期間

事業契約締結日から平成38年3月末までの期間とする。

(8) 事業実施スケジュール

| 時 期 | 内 容 |
|--------------|---|
| 平成 25 年 10 月 | 停止条件付き契約（議会の議決を必要とする）の締結 |
| 平成 25 年 12 月 | 議会の議決 |
| 平成 27 年 4 月 | 箕面市立箕面駅前第二駐車場、箕面市立箕面自転車駐車場の維持管理開始 |
| 平成 28 年 3 月 | （仮称）箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等複合施設の引渡及び所有権移転期限 |
| 平成 28 年 4 月 | （仮称）箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等複合施設の供用開始 箕面市立箕面駅前第二駐車場大規模修繕着手 |
| 平成 38 年 3 月 | 事業期間終了 |

○工程表

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 ～平成37年度 |
|-------|--------|--------|------------------------------------|---------|-------------------|
| 複合施設 | | 設計等 | 既存施設解体 建設 仮設駐輪場のみ 維持管理・運営 | 維持管理・運営 | |
| 第二駐車場 | | | 設計等 | 大規模修繕 | |

(9) 事業期間終了時の措置

SPC の業務は、事業期間の終了をもって終了する。

(10) 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令及び条例等は次に示すとおりである。
このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。

① 法令等

- (ア) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法：平成 11 年法律第 117 号）
- (イ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (ウ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- (エ) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- (オ) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (カ) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (キ) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (ク) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- (ケ) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- (コ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (サ) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (シ) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (ス) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (セ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (ソ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法：平成 18 年法律第 91 号）
- (タ) 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- (チ) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- (ツ) 上記の他、関連する法令等

② 府・市条例等

- (ア) 箕面市まちづくり推進条例（平成 9 年条例第 22 号）
- (イ) 大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年条例第 4 号）
- (ウ) 箕面市建築基準法施行条例（平成 12 年条例第 63 号）
- (エ) 大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年条例第 36 号）
- (オ) 箕面市都市景観条例（平成 19 年条例第 35 号）
- (カ) 箕面市火災予防条例（昭和 48 年条例第 12 号）
- (キ) 箕面市水道事業給水条例（平成 9 年条例第 46 号）

- (ク) 箕面市下水道条例（昭和 44 年条例第 3 号）
- (ケ) 箕面市文化財保護条例（平成 9 年条例第 10 号）
- (コ) 箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例（平成 16 年条例第 48 号）
- (カ) 箕面市立自転車駐車場条例（昭和 55 年条例第 20 号）
- (シ) 箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例（昭和 60 年条例第 17 号）
- (ス) 上記の他、関連する府・市条例等

2 事業収支に関する事項

(1) SPC の収入

① 利用料金

施設（駐車場、駐輪場）は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用する。そのため利用料金は、SPC の収入となる。

利用料金の設定は、利用者サービスの向上や、施設整備の充実など、施設を最大限に利用するための大切な財源の一つとなることから、現行の料金にとらわれることなく、利用料金を提案するものとする。なお、利用料金としては、駐車場・駐輪場の時間貸し、回数券及び定期券の料金が想定される。

② テナントからの賃貸料

SPC は、地域活性化施設の専有部分をテナントに貸付けて、賃貸料を得ることができる。また、地域活性化施設における光熱水費、廃棄物等の処理に要する費用や施設の軽微な改変や修繕等のテナントが負担することが適当であると認められる費用は、賃貸料とは別にテナントに費用負担させることを想定している。

③ 市支出金

複合施設、第二駐車場及び関連社会資本の整備に係る費用については、国の社会資本整備総合交付金（以下「交付金」という。）及び地方債の活用を予定している。そのため、市は交付金及び地方債の対象となる費用を、設計、建設の年度ごとに出来高に応じて、SPC に支払うものとし、その他の施設整備業務及び関連社会資本整備に係る費用については、割賦により事業期間を通して SPC に支払うものとする。

なお、SPC は市から支払われる割賦支払金額と同額を利用料金を原資とした負担金を市に支払うこととなるため、実際の金銭の授受については相殺する予定である。

(2) SPC の支出

① 施設整備業務に係る費用（以下「施設整備費」という。）

前記(5)事業の概要に示す施設整備業務の範囲を実施するのに必要な費用とする（消費税及び地方消費税を含む）。

② 施設整備費における SPC 借入金に係る利息（以下「SPC 利息」という。）

施設整備費のうち、国の交付金及び地方債等の対象となる経費として市から年度払いされる金額を差し引いた、SPC が資金調達する額（借入金）に係る利息とする。

③ 施設維持管理業務及び施設運営業務に係る費用（以下「維持管理運営費」という。）

前記 1. (5)事業の概要に示す施設維持管理業務及び施設運営業務の範囲を実施するのに必要な費用とする。

④ 関連社会資本の整備に係る費用（以下「関連整備費」という。）

前記 1. (5)事業の概要に示す提案事業の関連社会資本の整備の範囲を実施するのに必要な費用とする。なお、金額の算出にあたっては、後記(3)収支構造及び算出方法を参照すること。

⑤ 市への負担金

SPC が市に負担金として支払う費用であり、市が SPC に支払う割賦払い相当額とする。具体的には、施設整備費及び関連整備費のうち SPC が資金調達する借入金の償還に必要な元本及び利息に相当する金額となる。

⑥ 市への納付金

利用料金制度を導入するため、事業期間で想定する収支が相償うことが必要なことから、想定される黒字（収益）相当額を市への納付金とする。なお、詳細及び金額の算出にあたっては、後記(3)収支構造及び算出方法を参照すること。

⑦ 市への賃借料

SPC は、地域活性化施設の専有部分を市から借受け、賃借料を支払う。

(3) 収支構造及び算出方法

本事業は、事業期間内で想定する収支が相償うことが必要となる。本事業は、想定する収支が黒字（収益）を見込めることから、黒字（収益）相当額を市への納付金及び市の利益相当額として計上するものとする。

ただし、国の交付金を活用する複合施設の駐車場・駐輪場部分については、黒字（収益）相当額を市への納付金ではなく関連整備費として計上するものとする。

なお、事業実施後の実質収支（市への納付金を含む）については、黒字であれば SPC の収入となり、赤字になれば SPC のリスク（損失）となるものである。

<収支構造>

①複合施設（地域活性化施設を除く）

| | | | | | | |
|---------------------------|--------------------|------------------------|------------------|-----------------|-------------|-------------|
| SPCの支出 | | | | | | |
| 施設整備費 (A1) | | SPC 利息 (B1) | 関連整備費 (C1=F1) | 維持管理運営費 (D1) | 市への負担金 | |
| 交付金及び地方債等対象経費 (A1×70%) | SPC借入金 (A1×30%) | | | | ※注1 (E1) | ※注2 (F1) |
| 市年度払 (a1=A1×70%) | | 市割賦払 (b1=A1×30%+B1) | 市割賦払 (c1) | 利用料金収入 (e1) | | |
| SPCの収入 | | | | | | |

※注1 SPC借入金及びSPC利息相当額 (E1=A1×30%+B1)

※注2 関連整備費相当額 (F1=e1-D1-E1)

[算定方法]

- 1) SPC 仮入金の利息を除く施設整備費 (A1) を算出してください。その額の 70%が市からの年度払金額の合計 (交付金及び地方債等対象経費) となり、残りの 30%が SPC の借入金となりますので、当該借入金に対する利息 (B1) を算定してください。
- 2) 市は年度払い (a1) 及び割賦払い (b1) により SPC 利息 (B1) を含む複合施設 (地域活性化施設を除く) の施設整備費を支払います。
- 3) 事業期間中の維持管理費 (D1) を算出してください。
- 4) 利用料金収入は、利用料金を設定するとともに、利用予測を行い、事業期間中の利用料金収入額 (e1) を算出してください。
- 5) 4) の利用料金収入額 (e1) から、維持管理費 (D1) を負担するとともに、割賦支払 (b1) に相当する金額を負担金 (E1) として市に支払うこととし、残りの金額 (F1) が提案事業の原資となります。
- 6) 提案事業に要する関連整備費 (C1=F1) については、市は割賦払い (c1) により支払いますが、割賦払 (c1) に相当する金額を負担金 (F1) として市に支払っていただくこととなりますので、市と SPC の間で実際の金額の授受は生じない予定です。

②地域活性化施設

| | | | | |
|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| SPCの支出 | | | | |
| 施設整備費 (A2) | SPC 利息 (B2) | 維持管理運営費 | 市への賃借料 | |
| SPC借入金 | | (D2) | 市割賦払相当額 (E2)※注3 | 市の利益 (G1)※注4 |
| 市割賦払 (b2=A2+B2) | | テナントからの賃貸料 (e2) | | |
| SPCの収入 | | | | |

※注3 SPC借入金及びSPC利息相当額(E2=A2+B2)

※注4 市の利益(G1=e2-D2-E2)

[算定方法]

- 1) SPC 仮入金の利息を除く施設整備費 (A2) を算出してください。施設整備費 (A2) が SPC の借入金となりますので、当該借入金に対する利息 (B2) を算定してください。
- 2) 市は割賦払い (b2) により SPC 利息 (B2) を含む地域活性化施設の施設整備費を支払います。
- 3) 事業期間中の維持管理費 (D2) を算出してください。
- 4) 事業期間中のテナントからの賃貸料 (e2) を算出してください。
- 5) 4) のテナントからの賃貸料 (e2) から、維持管理費 (D2) を負担するとともに、割賦支払 (b2) に相当する金額 (E2) 及び市の利益 (G1) を市への賃借料として市に支払っていただきます。

③第二駐車場

| | | | | |
|--------------------|-------------------|----------------|-------------|-------------|
| SPCの支出 | | | | |
| 施設整備費 (A3) | SPC 利息 (B3) | 維持管理運営費 | 市への負担金 | 市への納付金 |
| SPC借入金 | | (D3) | ※注3 (E3) | ※注4 (G2) |
| 市割賦払 (b3=A3+B3) | | 利用料金収入 (e3) | | |
| SPCの収入 | | | | |

※注3 SPC借入金及びSPC利息相当額($E3=A3+B3$)

※注4 市への納付金($G2=e3-D3-E3$)

[算定方法]

- 1) SPC 仮入金の利息を除く施設整備費 (A3) を算出してください。施設整備費 (A3) が SPC の借入金となりますので、当該借入金に対する利息 (B3) を算定してください。
- 2) 市は割賦払い (b3) により SPC 利息 (B3) を含む第二駐車場の施設整備費を支払います。
- 3) 事業期間中の維持管理費 (D3) を算出してください。
- 4) 利用料金収入は、第二駐車場の利用料金を設定するとともに、利用予測を行い、事業期間中の利用料金収入額 (e3) を算出してください。
- 5) 4) の利用料金収入額 (e3) から、維持管理費 (D3) を負担するとともに、割賦支払 (b3) に相当する金額を負担金 (E3) として市に支払うこととし、残りの金額を納付金 (G2) として市に支払っていただきます。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 入札に付する事項

- ① 名称 箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業
- ② 業務期間 平成 25 年契約締結日から平成 38 年 3 月 31 日まで
- ③ 業務内容 別添資料①「要求水準書」を参照
- ④ 入札方式 総合評価一般競争入札方式とする。なお、応募者の参加資格要件は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、確認する入札後資格確認型とする。
- ⑤ 履行場所 複合施設及び第二駐車場（箕面市箕面地内）
- ⑥ 予定価格 1,200,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
次の施設の整備に係る市が年度払及び割賦払する支払額
- ・複合施設の整備（既存施設の解体撤去を含む）
 - ・第二駐車場の大規模修繕
 - ・関連社会資本の整備
- ⑦ 低入札価格調査制度 設ける

2 スケジュール

本事業における契約までのスケジュールは、下記の通りとする。

| 時期 | 項目 |
|---------------------|-------------------|
| H25 3月1日 | 入札公告 |
| H25 3月8日 | 入札説明会及び現地説明会 |
| H25 3月1日 ～3月15日 | 質問の受付 |
| H25 3月 | 条例の制定（施設設置・指定管理者） |
| H25 4月16日 | 質問に対する回答の公表 |
| H25 4月16日 ～4月23日 | 再質問の受付 |
| H25 5月8日 | 再質問に対する回答の公表 |
| H25 4月16日 ～5月29日 | 入札受付番号の請求 |

| | |
|---------------------|------------------------|
| H25 5月31日 | 入札受付番号の交付 |
| H25 6月26日 ～6月28日 | 入札書類等の提出 |
| H25 7月下旬 | ヒアリング |
| H25 8月中旬 | 落札者決定 |
| H25 8月下旬 | 基本協定締結 |
| H25 8月下旬～9月下旬 | 事業者による SPC 設立 |
| H25 10月中旬 | 停止条件付き契約（議会の議決を要する）の締結 |
| H25 12月 | 議会議決（本契約・指定管理者の指定） |

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- ・応募者は、複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募グループは、代表企業を定め、代表企業以外の企業は構成企業とする。
 - ・応募グループは、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
 - ・応募グループには、下記の(ア)～(オ)に掲げる企業を必ず含むものとし、参加表明書において、各企業の企業名を明記するものとする。
 - ・本事業に係る事業者選定の結果、落札者として決定された応募グループは、その応募グループのうち出資する企業で本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するものとする。
- (ア) 施設の設計を行う企業（以下「設計企業」という。）
- (イ) 施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
- (ロ) 施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）
- (ハ) 駐車・駐輪場施設の維持管理・運營業務を行う企業（以下「駐車・駐輪場施設管理運営企業」という。）
- (ニ) 地域活性化施設の維持管理・運營業務を行う企業（以下「地域活性化施設管理運営企業」という。）。

(2) 応募者の参加資格要件

代表企業及び構成企業は、以下の参加資格要件を満たす法人であり、かつ本市により本事業に係る入札参加資格を有すると認められたものでなければならない。

条件の確認は、開札日を基準として行う。ただし、開札日から落札者決定の日までに条件を満たさなくなった者は、競争入札参加資格がないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していな

- いこと。
- イ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業契約の締結までの期間に、市から指名停止を受けていないこと。
- ウ 引き続き2年以上その営業を行っていること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと。
- ク 清算中の株式会社である事業者について、商法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- ケ 箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年9月1日施行）に基づく指名除外を受けていない者
- コ 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。
- サ 最近1年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）等の公租公課を滞納していないこと。
- シ 市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している企業及びその協力会社と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、市のアドバイザリー業務を行う者は以下のとおりである。
- ・アドバイザー 株式会社地域計画建築研究所 大阪府大阪市中央区
りそな総合研究所株式会社 大阪府大阪市中央区
 - ・協力会社 弁護士法人御堂筋法律事務所 大阪府大阪市中央区
- なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- ス 箕面市立駅前駐車場・駐輪場再整備運営事業選定審査会の構成員が属する組織、

企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

セ 応募グループの代表企業及び構成企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業及び構成企業として参加していないこと。

(3) 応募者の業務遂行能力に関する資格要件

- ・ 応募グループを構成する企業のうち、設計企業、工事監理企業、建設企業、駐車・駐輪場施設管理運営企業、地域活性化施設管理運営企業は、それぞれ上記「(2)応募者の参加資格要件」に加えて、次の①～⑤の要件を満たすものとし、その他の企業は上記「(2)応募者の参加資格要件」のみを満たせば足りるものとする。
- ・ 応募グループを構成する企業のうち、①～⑤の要件を満たさない企業は、市の承諾を得た場合に限り、第2 1(5)に示す業務の一部を実施することができるものとする。
- ・ 応募グループを構成する企業のうち、①～⑤の複数の業務の要件を満たす者は、当該要件を満たす複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。

① 設計企業

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

イ 市の総合評定値(別表-1参照)が240点以上であること。

ウ 過去10年以内に本事業と同種類別の駐車場施設(※1)の設計実績があること。

※1 建築物内を自走し、200台以上駐車させることができる駐車場で、単独もしくは主用途の建物に付随した施設のいずれも含むものとする。(以下、②ウ、③イについても同様)

② 工事監理企業

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

イ 市の総合評定値(別表-1参照)が240点以上であること。

ウ 過去10年以内に本事業と同種類別の駐車場施設(※1)の工事監理実績があること。

③ 建設企業

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 過去10年以内に本事業と同種類別の駐車場施設(※1)の施工実績があること。

④ 駐車・駐輪場施設管理運営企業

ア 駐車・駐輪場施設の維持管理・運營業務を行うにあたり、必要な技術、資格を有すること。

イ 過去 10 年以内に本事業と同種類別の駐車・駐輪場施設（※2）の維持管理・運営の実績があること。なお、同種類別の駐車・駐輪場施設の維持管理実績と運営実績をそれぞれ有する複数企業が共同で業務を実施する場合は、本要件を充足するものとする。

※2 建築物内を自走し、200 台以上駐車させることができる駐車場で、不特定多数の者から料金を徴収して時間貸ししている施設をいう。

⑤ 地域活性化施設管理運営企業

ア 提案する地域活性化施設の維持管理・運營業務を行うにあたり必要な技術、資格や運営する能力を有すること。

イ 過去 10 年以内に本事業と同種類別の商業施設等の維持管理・運営実績があること。なお、同種類別の商業施設等の維持管理実績と運営実績をそれぞれ有する複数企業が共同で業務を実施する場合は、本要件を充足するものとする。

(4) 代表企業及び構成企業の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、構成企業については、事業契約締結前であれば、資格・能力上支障がないと市が判断する場合には、変更を認めることがある。

(5) 契約事務の担当課

箕面市 総務部 契約検査課

TEL 072-724-6714～5

(6) 落札者の決定基準

別添資料②「落札者決定基準」を参照。

(7) 低入札価格調査

入札額において、市が必要であると認めるときは、当該入札者に積算資料の提出及びその根拠の説明の聴取、その他必要な措置（以下「調査」という。）を講ずる。

当該調査において、業務内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又は当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、当該入札者を落札者とししない。

4 入札の方法

(1) 入札説明書等に関する事項

① 入札公告

入札公告及び入札説明書等は平成 25 年 3 月 1 日（金）とし、市のホームページにおいて公表する。

② 入札説明会及び現地説明会

入札説明書等に関する入札説明会及び現地説明会を次の要領で行う。

ア 開催日

平成 25 年 3 月 8 日（金） 午後 2 時から午後 4 時まで

イ 集合場所

箕面市中央生涯学習センター 3 階 講座室（箕面市箕面 5 丁目 11 番 23 号）

ウ 申込方法

開催の前日正午までに、交通政策課まで参加者（代表者）の所属及び氏名、参加人数を記載の上、メールにて申し込むこと。市は、随時確認した旨のメールを返信する。

申込先 koutuu2@maple.city.minoh.lg.jp

③ 現況図面の配布

現況の箕面駅前第一駐車場、箕面自転車駐車場及び箕面駅前第二駐車場の図面に関しては、上記の入札説明会時に CD-R にて配付を行う。

④ 質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付を次の要領で行う。

ア 受付期間

入札公告の日から平成 25 年 3 月 15 日（金）午後 5 時まで

イ 受付方法

質問内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書（様式-1）」に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出すること。なお、電話での受付は行わない。市は、随時確認した旨のメールを返信する。

| | |
|------------|---|
| 質問書のファイル形式 | Microsoft Word（2003 までとし、2007 は使用しないこと） |
| 提出先 | 箕面市 地域創造部 鉄道延伸・交通まちづくり室 交通政策課 |
| 提出先メールアドレス | koutuu2@maple.city.minoh.lg.jp |

⑤ 質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問に対する回答・公表を次の要領で行う。これらの回答については、必要に応じて入札説明書に反映する。

ア 公表日（予定）

平成 25 年 4 月 16 日（火）

イ 公表方法

質問者の特殊な技術やノウハウ等に関し、質問者の権利、競争性の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、箕面市のホームページへの掲載によって行う。なお、質問者の企業名等は公表しないものとする。

なお、市は、質問に対して個別に回答は行わないが、提出のあった質問に関し、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

ホームページアドレス：<http://www.city.minoh.lg.jp/koutuu/prif/phetop.html/>

⑥ 再質問の受付

上記④に示す入札説明書等に関する質問に対する回答に関する再質問の受付を次の要領で行う。

ア 受付期間

入札説明書等に関する質問に対する回答の公表の日から平成 25 年 4 月 23 日（火）午後 5 時まで

イ 受付方法

質問内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問に対する回答に関する質問書（様式-2）」に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出すること。なお、電話での受付は行わない。また、再質問は⑤に示す入札説明書等に関する質問に対する回答に関するもののみ受け付ける。市は、随時確認した旨のメールを返信する。

| | |
|------------|---|
| 質問書のファイル形式 | Microsoft Word（2003 までとし、2007 は使用しないこと） |
| 提出先 | 箕面市 地域創造部 鉄道延伸・交通まちづくり室 交通政策課 |
| 提出先メールアドレス | koutuu2@maple.city.minoh.lg.jp |

⑦ 再質問に対する回答の公表

再質問に対する回答・公表を次の要領で行う。

- ア 公表日（予定）
平成 25 年 5 月 8 日（火）
- イ 公表方法
上記⑤と同様とする。

(2) 入札受付番号の交付等

本事業における入札書類等の各書類の右下所定欄に提案受付番号を記載するため、入札参加者は以下の要領で事前に提案受付番号の交付を受けるものとする。

- ア 請求期間
入札説明書等に関する質問に対する回答の公表日から
平成 25 年 5 月 29 日（水） 午後 5 時まで
- イ 請求方法
電子メールに「入札受付番号請求書」（「様式集」様式-3）を添付して申請する。
電子メールアドレス：koutuu2@maple.city.minoh.lg.jp
- ウ 交付方法
平成 25 年 5 月 31 日（金）までに、上記の「入札受付番号請求書」に記載の電子メールに入札受付番号を随時返送する。

(3) 入札

① 入札書類等の提出

入札参加者は、入札書、入札参加資格審査（業務遂行能力）に関する提出書類、事業計画書を以下の要領にて持参すること。

- ア 入札書類等の提出日時
平成 25 年 6 月 26 日（水）から 6 月 28 日（金）まで
午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 4 時まで

- イ 提出場所

〒562-0003

大阪府箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号

箕面市 地域創造部 鉄道延伸・交通まちづくり室 交通政策課

TEL 072-724-6746

FAX 072-722-7655

② 入札保証金

免除する。

③ 提出書類等

各様式は様式集記載の作成要領に従い作成すること。

ア 入札価格、提案金額に関する提出書類

下表様式を封筒に入れ密封し、「入札書在中」と明記の上、入札参加者名を表記して1部提出すること。

| 書類 | 様式 |
|---------|----|
| 入札書 | 4 |
| 入札価格内訳書 | 5 |
| 提案金額書 | 6 |
| 提案金額内訳書 | 7 |
| 収支構造図 | 8 |

※ 様式4のとおり、入札書には、箕面駅前駐車場・駐輪場等複合施設、箕面駅前第二駐車場及び関連社会資本の各施設の整備費に係る市が年度払い及び割賦払いする支払額の合計金額を記載すること。

イ 入札参加資格審査（業務遂行能力）に関する提出書類

提出書類はA4サイズ二穴のファイルに綴じた状態で、取り外しが可能なものとし、正1部、写3部を提出すること。

| 書類 | 様式 |
|----------------------|----|
| 入札参加表明書 | 9 |
| 委任状 | 10 |
| 入札参加資格確認申請書 | 11 |
| 入札参加資格確認申請書表紙 | 12 |
| 誓約書（応募グループ構成企業表） | 13 |
| 応募グループ構成企業連絡先一覧 | 14 |
| 設計企業に関する資格 | 15 |
| 工事監理企業に関する資格 | 16 |
| 建設企業に関する資格 | 17 |
| 施工実績調書 | 18 |
| 工事施工証明書 | 19 |
| 駐車・駐輪場施設管理運営企業に関する資格 | 20 |
| 地域活性化施設管理運営企業に関する資格 | 21 |

ウ 事業計画書に関する提出書類

事業計画書は、各様式の所定の欄に、(2)で交付する入札受付番号を記載すること。

提出書類はA4サイズ二穴のファイルに綴じた状態で、取り外しが可能なものとし、

正 1 部、写 12 部を提出すること。

| 書類 | 様式 |
|------------------------------------|----|
| 事業計画書提出書 | 22 |
| 要求水準等に関する確認書 | 23 |
| 事業計画書表紙 | 24 |
| (1) 団体及び施設管理共通事項に関する提案書 | |
| <団体> | |
| 自己資本比率の状況 | 25 |
| 流動比率の状況 | 26 |
| 経常利益の状況 | 27 |
| 過去 3 年の決算状況 | 28 |
| キャッシュフローの状況 | 29 |
| 災害時応援協定等の締結実績 | 30 |
| 品質 I S O 認証 (9 0 0 1 等) の取得状況 | 31 |
| I S O 1 4 0 0 1 等、第三者認証制度取得の有無 | 32 |
| 障害者雇用率等 | 33 |
| 障害者及び就職困難者の雇用 | 34 |
| 地域経済への波及効果 | 35 |
| 企業の所在地 | 36 |
| 個人情報保護に関する考え方 | 37 |
| <施設管理共通事項> | |
| 現実的で安定的な運営の確保 | 38 |
| リスク管理の方策 | 39 |
| 履行体制 | 40 |
| 配置予定従事者 | 41 |
| 技術力向上、適正な履行確保のための研修計画 | 42 |
| 常時における危機管理対策 | 43 |
| 災害時の業務履行体制の整備 | 44 |
| 災害時における市への協力体制 | 45 |
| 苦情処理体制 | 46 |
| (2) 施設の整備及び維持管理運営等に関する事業計画書 | |
| <共通> | |
| 事業の実施方針 | 47 |

| | |
|---|------|
| <施設整備業務> | |
| ① 駐車場・駐輪場等複合施設整備計画 | |
| 駐車・駐輪環境の向上 | 48 |
| 回遊性向上による地域の活性化 | 49 |
| 良好な沿道景観の形成 | 50 |
| 周辺環境への配慮 | 51 |
| ライフサイクルコストの縮減 | 52 |
| 施設計画 | 53 |
| ② 第二駐車場大規模修繕計画 | |
| 第二駐車場大規模修繕計画 | 54 |
| ③ 施工計画 | |
| 施工計画 | 55 |
| 事業工程表とその説明 | 56 |
| <維持管理運營業務> | |
| 施設維持管理計画 | 57 |
| 施設運営計画 | 58 |
| 地域活性化施設運営計画 | 59 |
| <提案事業> | |
| 関連社会資本の整備計画 | 60 |
| 自主事業の事業計画 | 61 |
| (3) 設計図書 | |
| <(仮称)箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等複合施設> | 62 |
| 全体配置図 | 62-1 |
| 外構・緑地計画図 | 62-2 |
| 平面図(各階) | 62-3 |
| 設備計画系統図 | 62-4 |
| 立面図(各面) | 62-5 |
| 断面図(2面以上) | 62-6 |
| 連絡通路平面図・立面図・断面図 | 62-7 |
| 外観透視図(鳥瞰) | 62-8 |
| 外観透視図(目線) | 62-9 |

| | |
|--------------------------------|------|
| <箕面市立箕面駅前第二駐車場> | 63 |
| 平面図（各階） | 63-1 |
| 立面図（各面） | 63-2 |
| 断面図（2面以上） | 63-3 |
| <ハード面の提案事業（提案事業）> | 64 |
| 平面図 | 64-1 |
| 立面図 | 64-2 |
| 断面図 | 64-3 |

④ 入札にあたっての留意事項

ア 入札説明書の承諾

入札参加者は、本入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

イ 費用負担等

入札書類等の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 入札の棄権

入札受付番号の交付を受けた入札参加者が、入札書類等の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

エ 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和23年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

オ 入札の中止・延期

入札が公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

カ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加資格がない者による入札
- (イ) 委任状を持参しない代理人による入札
- (ウ) 代表企業以外の者による入札
- (エ) 入札書類等に虚偽の記載をした者による入札

- (d) 記名押印のない入札書による入札
- (e) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (f) 入札参加者及びその代理人のした2以上の入札
- (g) その他入札に関する条件に違反した入札

キ 本件事業に関する提案内容を記載した事業計画書の取扱い

(ア) 著作権

本事業に関する事業計画書の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他市が必要と認める時には、市は事業計画書の全部又は一部（箕面市情報公開条例に基づき、事業者の正当な利益等に関して市は配慮する。）を使用できるものとする。

(イ) 特許権等

事業計画書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則としてそれを提出した入札参加者が負うものとする。

(ウ) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(エ) 入札書類等の変更禁止

入札書類等の変更はできない。ただし、事業計画書における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(オ) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

ク 提出された書類等において、業務の履行内容その他市が必要と認めた事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求められることがある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

5 落札者の決定方法

(1) 審査会

審査は、「箕面市立駅前駐車場・駐輪場再整備運営事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）が落札者決定基準に基づき行う。審査会の構成員は次のとおりである。

箕面市立駅前駐車場・駐輪場再整備運営事業者選定審査会

| 名前 | 役職名 |
|--------|-----------------------|
| 伊藤 哲夫 | 箕面市 副市長 |
| 加藤 司 | 大阪市立大学 大学院 経営学研究科 教授 |
| 末金 将治 | 新日本有限責任監査法人 公認会計士 |
| 若本 和仁 | 大阪大学 大学院 工学研究科 准教授 |
| 木下 光 | 関西大学 環境都市工学部 建築学科 准教授 |
| 千葉 亜紀子 | 箕面市 市民部長 |
| 山田 学 | 箕面市 みどりまちづくり部長 |
| 広瀬 幸平 | 箕面市 地域創造部長 |

(2) 落札の候補者の決定

まちづくり、建築、財政に関する学識経験者等で構成する審査会において、入札書の開札及び「落札者決定基準」に基づいた審査とヒアリングを行い、落札の候補者を決定する。ヒアリングの日時は決定次第、各応募グループの代表企業に通知する。

なお、応募グループの代表企業又は構成企業が落札者の決定までに審査会の構成員に対し、事業者の選定に関して自己の有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者の決定及び公表

① 落札者の決定

市は、落札の候補者に、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。

② 申請書等の提出

落札の候補者は、市からの通知に伴い、市の指定する期日までに、以下の通り応募者の参加資格要件を確認するための申請書等を正本 1 部、写 1 部を提出しなければならない。提出書類の書式及び提出書類の写しの可否等の詳細な内容については、提出に先立ち市に確認すること。

なお、箕面市契約規則に規定する「有資格者名簿」に登録されている者は、下記の「競争入札参加資格の確認に必要な資料」は省略することができる。

| 書類 | 建設企業 | 設計・監理企業 | 運営企業 |
|---------------|------|---------|------|
| 資格審査申請書兼使用印鑑届 | ● | ● | ● |

| | | | |
|-------------------|---|---|---|
| 登記簿 | ● | ● | ● |
| 許可・登録・認可証明書 | ● | ● | ○ |
| 法人税・消費税の納税証明書 | ● | ● | ● |
| 所得税・消費税の納税証明書 | | | |
| 法人事業税の納税証明書 | ● | ● | ● |
| 法人市民税の納税証明書 | ○ | ○ | ○ |
| 市町村民税の納税証明書 | | | |
| 印鑑証明書 | ● | ● | ● |
| 技術者経歴書 | ● | ● | ○ |
| 委任状 | ○ | ○ | ○ |
| 建退共加入・履行証明書 | ● | | |
| 経営規模等評価結果総合評定値通知書 | ● | | |
| 営業所所在地等報告書 | ○ | ○ | |
| I S O 認証資格の証明 | ○ | ○ | ○ |

●：必須のもの ○：該当する方のみ

③ 結果及び評価の公表

入札結果は、平成 25 年 8 月中旬に応募グループの代表企業に文書で通知し、併せて落札結果（入札参加者、点数等）を市のホームページ上で公表する予定である。なお、電話等による問合せには応じない。

(4) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、事業計画の評価及び選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でない判断された場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市と落札した応募グループを構成する企業（以下「落札者」という。）は、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 契約内容の明確化

市と落札者は、別添資料⑤「特定事業契約書（案）」と提案内容に基づき、契約内容を明確にするための協議を行うものとする。

(3) 特別目的会社の設立について

落札者は、停止条件付き契約（議会の議決を必要とする）の締結までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社として、本事業を実施する特別目的会社（SPC）を設立し、事業期間中は移転しないものとする。

なお、応募グループのうち、代表企業は必ず SPC に対して出資し、株主の中で最も多く保有する株主でなければならない。また、代表企業及び構成企業全体での出資比率は、SPC の全株式の 50% を超えるものとし、SPC の株式については、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできない。

(4) 特定事業契約の締結

停止条件付き契約（議会の議決を必要とする）は、PFI 法第 9 条及び地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づいて箕面市議会の議決が成されたのちに、本契約となるものである。

(5) 契約保証金

施設整備費に係る契約保証金として SPC は市に施設整備費の 10 分の 3 相当額を預託、又は履行保証保険による保証を付けなければならない。

(6) 特定事業契約に係る契約書作成費用

特定事業契約書の検討に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

第4 リスク分担等に関する事項

1 基本的考え方

この事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、原則として、そのリスクについて帰責性のあるものが、そのリスクを負担することとし、不可抗力及び法令変更等、市又は SPC のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、市と SPC との役割分担及びリスクへの対応能力、管理能力等の観点から、リスクを負担するものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と SPC の基本的なリスク分担については、別添資料⑤「特定事業契約書（案）」に記載のとおりである。

3 モニタリング

(1) 基本的な考え方

市は、本事業が継続的かつ安定的に行われることを目的として、SPC が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定された要求水準及び SPC が提案した水準を達成しているか否かを確認するため、事業の実施状況に応じて定期的に、又は必要に応じて随時、モニタリングを実施する。モニタリングの実施方法等は別添資料⑤「特定事業契約書（案）」に記載の通りである。

(2) SPC に対する支払額の変更等

モニタリングの結果、事業契約書に定める要求水準が満たされていない場合、特定事業契約書に記載の通り、改善勧告、納付金額及び市への賃借料の増額、契約解除等を行うことがある。

(3) モニタリングの費用

市が行うモニタリングに係る費用は、市が負担する。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業においては、予定された期日までに SPC により施設の整備が行われ、また、事業期間中の運營業務が効果的・効率的かつ安定的・継続的に行われることを確保するため、事業の継続が困難となる事由を予め具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。基本的な方針は以下のとおりであるが、詳細は、別添資料⑤「特定事業契約書（案）」に定める。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) SPC の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

市は、事業契約書に定めるところにより、SPC の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合やその懸念が生じた場合は、市は SPC に対してその改善を図ることを求めるものとし、改善が認められない場合は、事業契約を解約または解約せずに SPC の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする。

この場合、SPC は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

SPC は、事業契約書に定めるところにより、市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業契約を解約することができるものとする。

この場合、市は SPC に生じた損害を賠償するものとする。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び SPC の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、市と SPC は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

3 金融機関と市との協議

本事業の継続性を確保する目的で、市は、SPC に対し資金供給を行う金融機関等との協議を行い、また、当該金融機関等と直接協定を締結することがある。

第6 特定事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と SPC は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書に定める具体的措置に従う。

2 管轄裁判所の指定

特定事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

SPC が法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は SPC がそうした措置及び支援を受けることができるよう努める。

また、本事業は、国の社会資本整備総合交付金の活用を予定しており、SPC は市が本事業に係る交付金を申請するにあたり、市が行う作業につき、協力を行うものとする。

なお、市は、SPC に対する出資、保証等の支援は行わない。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本事業の実施に係る議案の箕面市議会への提出は、平成25年12月の定例議会を予定している。

2 債務負担行為の設定

市は、本事業の実施に必要な施設の整備にかかる費用をSPCに支払うために、地方自治法第214条に規定する債務負担行為の設定に関する議案を、平成24年12月の定例市議会に提出し、議決を得ている。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、交通政策課のホームページ等を通じて適宜行う。

4 SPCの地位の譲渡等

市の事前の承認がある場合を除き、SPCが、各種契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分することを禁止する。

5 本事業に関する市の担当部署

〒562-0003

大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市 地域創造部 鉄道延伸・交通まちづくり室 交通政策課

TEL 072-724-6746

FAX 072-722-7655

電子メールアドレス：koutuu2@maple.city.minoh.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.minoh.lg.jp/koutuu/top.html/>